

各病院・診療所・訪問看護事業所 開設者 様

高知県健康政策部健康対策課長

高知県新興感染症対応医療機関設備整備事業費補助金  
交付要綱の制定及び事前要望調査の実施について

日頃は、本県の感染症対策の実施にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、協定指定医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、別添のとおり標記補助金交付要綱を制定しましたのでお知らせします。

つきましては、要望額調査を行いますので、補助を希望される場合は下記により事業計画書類一式を提出いただきますようお願いいたします。

なお、要綱及び提出様式のデータは、高知県健康政策部健康対策課のホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024040300089/>) に掲載しています。

記

1 対象施設

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、県と医療措置協定（法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定をいう。）を締結する病院、診療所、訪問看護事業所

2 補助内容

詳細は交付要綱第 3 条及び別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）をご確認ください。

- （1）協定締結医療機関**施設**整備事業
- （2）協定締結医療機関**設備**整備事業（新規購入又は増設する場合に限る。）

3 提出書類

（1）協定締結医療機関 <b>施設</b> 整備事業	（2）協定締結医療機関 <b>設備</b> 整備事業
① 事業費内訳書（別紙 2 のとおり）	① 事業費内訳書（別紙 4 のとおり）
② 事業計画書（別紙 3-1 又は別紙 3-2）	② 見積書等
③ 見積書等	③ 機器の概要（カタログ等）
④ 施工部分がわかる平面図、積算資料等	

- ・今回は、交付申請ではありませんのでご注意ください。後日、改めて交付要綱第 6 条に基づき、交付申請書の提出を依頼いたします。
- ・当該回答により補助が確約されるものではなく、また予算の状況によっては、補助額が下回る可能性がありますので、ご了承ください。

#### 4 提出期限及び提出方法等

- ・提出期限 令和6年5月9日(木)

・提出先 高知県健康政策部健康対策課（新興感染症担当）崎村あて

- ・提出方法 ①電子メールでの提出

提出先アドレス：**kochi-kyoutei@ken.pref.kochi.lg.jp**

※メール件名は「【(医療機関名)】事業計画(新興感染症)」としてください。

- ②郵送での提出

〒780-8750 高知市丸ノ内1丁目2-20

※郵送の場合であっても、可能な限り、事業費内訳書（別紙2、4）と事業計画書（別紙3-1又は別紙3-2）は、メールでご提出ください。

#### 5 留意事項

- ・医療措置協定締結の意思がない場合は、事業計画書を提出しても、補助金の交付を受けることができません。
- ・県の指示を待たずに着手した工事や購入した設備等については補助対象になりませんので、ご注意ください。
- ・令和6年度中に完了する事業に限ります。令和7年度への繰越を前提とする整備は認められません。

#### 6 今後の予定

6月以降に交付申請書の受付、交付決定

※事業計画書を提出いただいた医療機関等に対し、交付申請書類の提出を別途依頼します。

#### 7 医療措置協定について

- ・令和5年度中に実施した意向調査において、未回答又は「協定締結意向なし」と回答した医療機関等で、協定締結を希望する場合は、個別に当課までご連絡ください。締結意向がある場合は、補助金の申請が可能となります。

(参考)

- ・高知県新興感染症対応医療機関設備整備事業費補助金について

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024040800077/>（健康対策課ホームページ）



- ・改正感染症法にかかる医療措置協定に関する情報（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所向け）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024011000093/>（健康対策課ホームページ）



#### 【お問い合わせ先】

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県健康政策部健康対策課 崎村

TEL：088-823-9092

E-mail：kansensyou@ken.pref.kochi.lg.jp